第１号様式（第17条関係）（裏面）（平17国交令８・追加、令元国交令20・令２国交令98・一部改正）

（日本産業規格Ａ列４）

記載要領

１　無料船員職業紹介許可事業者は、船員職業紹介所ごとに作成し、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にまとめて提出すること。

また、無料の船員職業紹介事業を行う学校等の長は、その学校等の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出すること。

２　対象期間については、前年の４月１日から３月末日までとすること。

３　「氏名又は名称」欄には、氏名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名、学校等にあってはその学校等名及び学校等の長の氏名）を記載すること。

４　「活動状況」欄

⑴　区分ごとに、対象期間中における求人、求職及び成立状況を記載すること。

⑵　「貨物船」とは、貨物船、油槽船、セメント等各種専用船等の船舶をいう。

⑶　（　）内には、学校等の行う無料の船員職業紹介を希望した者及び当校の紹介を受け成立した者のうち既卒者の数を内数として記載すること。既卒者とは、報告対象年度より以前に卒業した者をいう。

５　「船員職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該船員職業紹介を行う事業所に係る３月末における船員職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。